

ニュージーランド地震被災者家族等の政府専用機同乗に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月三日

佐藤正久

参議院議長 西岡武夫殿



ニュージーランド地震被災者家族等の政府専用機同乗に関する質問主意書

本年二月二十二日朝（日本時間）、ニュージーランド南島クライストチャーチ市近郊で発生した地震では、多数の死傷者、行方不明者を出し、ご家族並びに関係各位のご心痛は察するに余りあり、謹んでお見舞い申し上げます。

同地震発生に対して、政府は翌二十三日午後、被災者救助に当たる国際緊急援助隊救助チームを政府専用機で現地に派遣した。

派遣に際して、前原誠司外務大臣は二十二日夜、国際緊急援助隊が搭乗する政府専用機に、被災者家族らと同乗させる考えを示したが、結果的に、搭乗者数制限や調整不足等を理由として、被災者家族の同乗は見送られた。

今回の前原外務大臣の「家族同乗」発言は、被災者家族に無用の期待を抱かせ、そのご心痛を更に深めるものであり、拙速であると言わざるを得ない。

右の点を踏まえ、以下質問する。

国際緊急援助隊派遣に使用される政府専用機等に、被災者家族等を同乗させることは、現行法上可能であ

るのか。また、可能であるとするならば、その根拠法は如何なるものか。

右質問する。